

浅口商工会共通商品券 取扱い要領

※加盟店は、商品券の販売を行いませんが、
取り次ぎは、お願いします。

商品券の購入

商工会事務局（本部・支所）

商品券のご利用

お客様（消費者）

商品券受取り

- 商品券を受取り後、すぐに裏面へ店名印を押して、切り取り線をカットしてください。
- 有効期限（商品券表面に記載）内の商品券のみお受取りください。
- 現金と同様の取扱いをしてください。
- つり銭は出さないでください。
- 商品券の再利用はしないでください。

商品・サービスの提供

商工会員

商品券取扱い加盟店

商品券の換金

- 有効期限後6ヶ月以内に事務局（本部・各支所）にご持参ください。
- 換金は、下記の時間内に窓口で取り扱いいたします（手数料不要）
平日 9時00分～17時00分
- 換金額が2万円を超える場合は、事前にお知らせください。

現金

商工会事務局（本部・支所）